

■ 特例対象者①

平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者のうち、
全 4 回接種が完了していない 20 歳未満の者

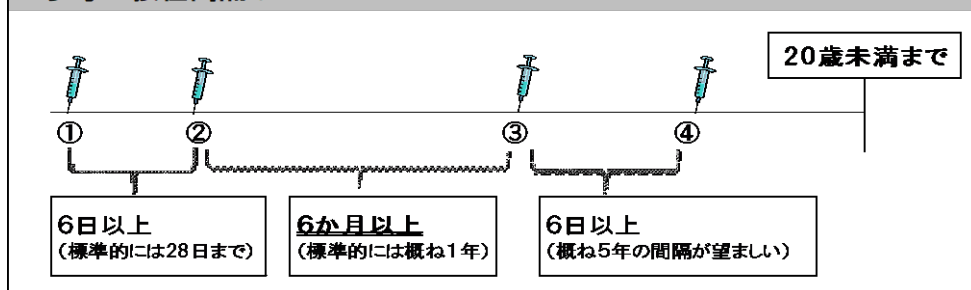
【接種方法】 ◆注意：平成23年5月20日までの接種回数によって接種間隔が異なります。

a. 平成23年5月20日までに、接種を全く受けていない者

⇒全 4 回接種のうち、不足回数分を以下の間隔で接種してください。

- ・ 1 回目接種後、6 日以上（標準的には 28 日まで）の間隔をおいて 2 回目を接種。
- ・ 2 回目接種後、**6 か月以上**（標準的には概ね 1 年）の間隔をおいて 3 回目を接種。
- ・ 3 回目接種後、6 日以上の間隔をおき（概ね 5 年の間隔が望ましい。）、かつ、**9 歳以上**で 4 回目を接種。

<参考> 接種間隔イメージ



b. 平成23年5月20日までに、1～3回接種している者

- ・ 6 日以上の間隔をおいて **残りの回数分** を接種する。 (**4 回目は 9 歳以上**)

■ 特例対象者②

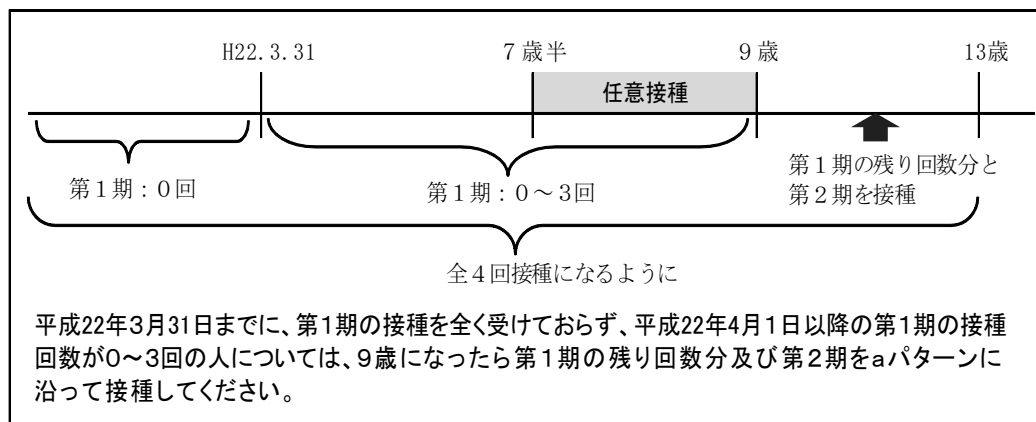
平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの者のうち、
第 1 期（全 3 回）の接種が完了していない 9 歳以上 13 歳未満の者
◆ **第 2 期の対象期間中、第 1 期（全 3 回）の不足回数分を接種することができます。**

【接種方法】 ◆注意：平成22年3月31日までの接種回数によって接種間隔が異なります。

a. 平成22年3月31日までに、第1期の接種を全く受けていない者

- ・ 1 回目接種後、6 日以上（標準的には 28 日まで）の間隔をおいて 2 回目を接種。
- ・ 2 回目接種後、**6 か月以上**（標準的には概ね 1 年）の間隔をおいて 3 回目を接種。

→その後、6 日以上の間隔をおいて（可能であれば数年あけて）、
第 2 期を通常対象者として接種してください。



b. 平成 22 年 3 月 31 日までに、第 1 期の接種を 1 回以上受けている者

- ・ 6 日以上の間隔をおいて **第 1 期の残りの回数分** を接種する。

→その後、6 日以上の間隔をおいて（可能であれば数年あけて）、
第 2 期を通常対象者として接種してください。